

川崎市高津区選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項において読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定しました。

令和8年1月27日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 石 貫 玲 子

1 設置場所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

川崎市高津区役所 5階会議室

2 設置期間

令和8年1月28日から令和8年2月7日まで

3 事務取扱時間

午前8時30分から午後8時まで